



東京消防庁 災害時支援ボランティア

※ 詳細は光が丘消防署へおたずねください。

- ・東京消防庁管轄下に震度6弱以上の地震が発生した際、参集できる方は自発的に東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防活動の支援にあたります。
- ・その他、震災以外の大規模な自然災害や事故が発生した場合の消防署の後方支援活動を行います。

登録要件

原則として東京消防庁管内に居住または勤務・通学されており、震災時等に消防に対する支援活動を行う意志のある15歳以上（中学生を除く）で、次のいずれかの要件を満たす方です。

- 1.普通救命講習を修了している等、応急救護に関する知識を有する方
- 2.過去に消防職員、消防団員、消防少年団員として1年以上の経験がある方
- 3.震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格や技術（消防設備士、危険物取扱者）を有する方

災害時の活動

消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を行います。

- 1.応急救護活動
- 2.消火活動の支援
- 3.救助活動の支援
- 4.災害情報収集活動
- 5.消防用設備等の応急措置支援
- 6.参集受付、チーム編成等の消防署内での活動
- 7.その他、必要な後方支援活動

日常活動では、心肺蘇生やAEDの扱い指導を行っています。

